

経営者保証に関する ガイドラインを ご存知ですか?!



3つの条件をみたすことで、ガイドライン適用の可能性があります。

法人と経営者との
関係の明確な
区分・分離

財務基盤
の強化

財務状況の正確な
把握、情報開示等
による経営の
透明性確保



ガイドラインにできること

- ▶ 経営者保証なしで新規融資を受けられる可能性があります。
- ▶ 経営者保証の解除ができる可能性があります。
- ▶ 債務整理する方は一定の要件を満たせば、自宅や生計費等の資産を残せる可能性があります。

お近くの**商工会議所、商工会、中小機構地域本部**、お取引のある**金融機関、ガイドライン事務局等**へお問合せ下さい

やっぱり一度相談してみよう!



相談例
1

新規借入時、既存保証契約見直し時

経営者保証なしで新規融資を受けることができる可能性があります
経営者保証の解除ができる可能性があります(事業承継時も含む)



相談例
2

保証債務履行時、保証債務整理時

一定期間の生活費や華美でない自宅等の資産を残せる可能性があります
引き続き経営に携わって、再起を図れる可能性があります



気軽に 安心して 相談

経営者保証に関する ガイドライン専門家派遣の流れ

お問合せやご相談はお気軽にお電話ください

経営者保証ガイドライン事務局

03-6262-5075

お近くの商工会議所、
商工会、
中小機構地域本部等

無料で
3回まで

申込み

申込用紙(webからのダウンロード)に記入押印後、
原本を郵送

受付

事務局での専門家の選定、日程調整

専門家の派遣

専門家と直接面談



経営者保証に関するガイドライン事務局

(本事業は株式会社パンナが中小企業庁より受託・運営しています)

<https://hosho.go.jp/>

スマートフォンはこちらから

